

建設工事一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び入札書の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請又は入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札担当者の承認を得て、紙による確認申請書又は入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の（１）から（８）までに掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- （１）当該入札が公告された時点において、当該入札に必要な資格を有すると福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （２）入札書を提出する時点において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規程に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規程に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、福井市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- （３）入札書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６条の４の規定に該当しない者であること。
- （４）入札書を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- （５）役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- （６）入札書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - ア 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- （７）当該入札において、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。
- （８）当該入札に付する建設工事に主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２

6条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)を適切に配置できる者であること。

3 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書等の閲覧

設計図書等は、原則として、入札情報サービスシステム(インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、設計図書等を閲覧するシステム)に掲載する。

ただし、紙入札の承認を受けた者は、紙入札承認通知書において指定された閲覧場所において閲覧するものとする。

(2) 質問書の提出方法

設計図書等に対する質問がある場合は、入札執行者に質問事項を記載した質問書(様式第6号)をこの方法により行うこと。

ただし、質問の内容によっては面談による対応を行うものとする。

ア 提出場所

入札公告に記載の入札担当課

イ 提出方法

原則として、質問書をファクシミリにより送信する方法又は持参する方法により提出するものとし、郵送、電子メールを送信する方法等によるものは受け付けない。

ウ 回答方法

入札執行者は、質問書の提出があったときは、質問に対する回答の内容を入札情報サービスシステムに公表する。

4 入札の方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

(2) 代表者(福井市電子入札運用基準第4条第2項第1号参照)でない名義のICカードによる入札は無効とする。

5 内訳書の提出

(1) 入札参加者は、次に掲げるところにより、内訳書を提出しなければならない。

ア 電子入札システムを使用して送信する方法による場合は、入札書と同時に提出すること。

イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する工事区分・工種・種別と同一の工事区分・工種・種別を明らかにした内訳により見積もったものであること。

(ウ) 内訳明細表及び代価表が添付されていること(入札執行者から特に指示があった場合に限る。)

(2) 内訳書は、入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(3) 提出された内訳書が次のいずれかに該当するときは、福井市財務会計規則第100条第1項第4号に規定する入札書記載の金額を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするほか、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等措置が行われる場合がある。

ア 入札執行者が指定した日時及び方法により、内訳書の提出を行っていないとき。

イ 入札執行者が、提出された内訳書について、次に掲げる要件を満たしているとは確認できないとき

(ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。

(イ) 違算及び不適切な事項の記載がないこと。

(ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

(4) 内訳書の様式は任意とするが、その記載内容は閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額及びその算出の基礎となる工種・種別等の内容（数量、単価、金額等）を明らかにした内訳書としての内容を備えたものとする。ただし、あらかじめ指定の様式とした場合は、それに従うものとする。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 福井市財務会計規則第100条各号に該当する入札

(2) 確認申請書を提出しなかった又は資格の確認を受けることができなかった者が行った入札

(3) 確認申請書又はあらかじめ公告等において必要と示した入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

(4) 落札候補者となった者が当該入札に係る入札参加資格の確認を受ける時点で、福井市発注（契約課における条件付き一般競争入札又は条件付き一般競争入札（事後審査型）による契約（仮契約中を含む。）分）の手持ち工事が4件以上あった場合、当該落札候補者となった者が行った入札。ただし、手持ち工事件数には、総合評価方式（令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方式をいう。以下同じ。）を適用した建設工事及び災害復旧工事は含めない。

(5) 当該入札が公告された時点から落札者が決定される時までに2の(1)に掲げる入札参加資格を欠くに至った者が行った入札

(6) 入札書を提出する時点から落札者が決定される時までに2の(2)から(8)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

(7) 電子入札心得、福井市電子入札運用基準その他あらかじめ入札公告等において示した条件に違反している者が行った入札

(8) 設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が、閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

(9) 5の(1)に規定する内訳書の提出を行わなかった者又は提出された内訳書が5の(3)イに掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

(10) その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

8 落札者の決定

(1) 最低制限価格制度を適用する価格競争の場合については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を宣言し、落札者の決定を保留する。

(2) 第1順位の落札候補者に対し入札参加資格の有無の確認を行い、入札参加資格があると確認されたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

9 資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

第1順位の落札候補者は、電子入札システムにより確認申請書（入札執行者の承認を得て、紙による申請書又は入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、別記様式第1号による確認申請書）及び確認資料を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、第1順位の落札候補者のいずれも確認を受けることができなかつた場合は、次に低い価格で入札した者（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。

(2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して（紙入札者に対しては、書面により）通知する。

(3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

ア 資本的関係又は人的関係に関する申告書（様式第4号）

イ 現場代理人及び主任技術者等選定通知書及び必要な資格・雇用状況が確認できる書類

ウ 手持ち工事件数届出書

エ 入札公告で定められた入札参加者に必要な資格等を証する書類

(4) 確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。

(イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法又は持参する方法により行うものとする。

(ウ) 電子入札システムを使用した電送により行われた確認申請書又は確認資料の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。

(エ) 確認申請書又は確認資料の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規程に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、福井市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を福井市の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 提出場所

入札公告に記載の場所

ウ 提出期間

入札公告に記載のとおり

エ 持参により提出する申請書等の提出部数

1部

(5) 落札候補者の辞退等

ア 確認申請書及び確認資料等の提出を求められた落札候補者が辞退しようとする場合は、(4)エの提出期間までに辞退の理由を添えて届け出なければならない。ただし、入札執行者が別に提出期間を指定した場合は、この限りではない。

イ アの辞退届を提出した者が行った入札は、資格の確認を受けることができなかつた者が行った入札とみなす。

(6) 入札参加資格の確認を受けることができなかつた者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けることができなかつた者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イアの説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して5日以内（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する市の休日を除く。以下「休日」という。）に、説明を求める旨を記載した書面を、（4）イの提出場所に持参しなければならない。

ウイの書面の提出があったときは、提出日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

10 契約書作成の要否 要

11 契約保証金に関する事項

契約保証金は、福井市財務会計規則第112条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額を契約締結時に納付すること。ただし、財務会計規則第112条の2の規定に基づく担保の提供があった場合又は同規則第113条第1号及び第2号の規定に該当する場合は、納付を要しない。

12 前金払及び中間前金払

前払金については、契約金額が200万円以上の場合には、契約金額の100分の40以内（中間前払金については、契約金額の100分の20以内）の額を請求することができる。

13 契約条件

当該入札に係る工事の契約条件は、別に提示する福井市工事請負契約約款による。

14 配置予定技術者の確認に関する事項

- (1) 落札者決定後、契約締結前に9（3）イの資料に記載のある現場代理人及び主任技術者又は監理技術者について、配置の確認を行う。ただし、当該入札が入札参加条件として資格を有する担当技術者等の配置を求めている場合は、9（3）エの資料にある配置予定の技術者についても配置の確認を行う。
- (2) （1）の確認の結果、当該入札に係る工事の現場に技術者を適正に配置できないと認められるときは、契約を締結しないことがあるほか、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等措置を受ける場合がある。この場合において、市は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。
- (3) 当該入札が福井市余裕期間制度の対象案件である場合は、（1）に掲げる配置の確認は当該工事の始期までに行う。

15 議会の議決

- (1) 当該入札に係る工事の契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井市条例第12号）第3条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たときに、当該契約を本契約とみなす。
- (2) 落札者（共同企業体にあつてはその構成員のいずれか）が議会の議決までの間に、入札参加資格を取り消され若しくは停止されている場合又は福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規程による指名停止若しくは指名除外の措置を受けた場合においては、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

16 その他

- (1) この建設工事一般競争入札公告共通事項と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。
- (2) 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下することがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。